

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歴史的風致形成建造物の所有者等が行う歴史的風致形成建造物の修理に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、もって地域における歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「歴史的風致形成建造物」とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定したもの（市内に所在するものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による歴史的風致形成建造物修理補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 市税及びその延滞金等を滞納していない者
- (2) 国又は地方公共団体（本市を含む。）から補助金と趣旨を同じくする補助等を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、10年間以上の一般公開に関する協定等を本市と締結している歴史的風致形成建造物（第7条の規定による申請を行う時点において当該締結を行っているものに限る。）の意匠を維持し、又は往時の姿に復原する行為（以下「修理」という。）のうち、次に掲げる修理に要する経費とする。

- (1) 外観の修理（室外機等の建築設備を隠すための格子等の設置を含む。）
- (2) 内観の修理（往時の姿に復原する行為で、かつ、一般公開を行う部分に限る。）

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、6,000,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一の歴史的風致形成建造物につき、1年度当たり1回限りとする。
- (2) 一の修理箇所につき、1回限りとする。ただし、当該修理箇所に係る補助金の交付から

10年を経過し、又は災害その他の不可抗力に伴う修理を要することとなった場合は、この限りでない。

(事前協議)

第6条 次条の規定に基づく申請をしようとする者は、あらかじめ、修理の内容について市長と協議しなければならない。

(交付申請書)

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 歴史的風致形成建造物の位置図、平面図、立面図、断面図、屋根伏図及び現況写真並びに修理箇所に係る図面
- (2) 修理に係る事業計画書
- (3) 修理に係る工事見積書（補助対象経費に係る数量、使用材料及び寸法を明記した内訳書を含む。）の写し
- (4) 市税等納税証明書
- (5) 誓約書（様式第2号。歴史的風致形成建造物の所有者以外の者にあつては、様式第2号及び様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付決定取消通知書（様式第6号）又は大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津

市歴史的風致形成建造物修理事業変更承認申請書（様式第 8 号）又は大津市歴史的風致形成建造物修理事業中止（廃止）承認申請書（様式第 9 号）とする。

（承認通知書等）

第 1 1 条 規則第 1 3 条第 2 項の規定による通知は、大津市歴史的風致形成建造物修理事業変更承認決定通知書（様式第 1 0 号）若しくは大津市歴史的風致形成建造物修理事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 1 1 号）又は大津市歴史的風致形成建造物修理事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 1 2 号）若しくは大津市歴史的風致形成建造物修理事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 1 3 号）により行うものとする。

（実績報告書）

第 1 2 条 規則第 1 4 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金実績報告書（様式第 1 4 号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 経費の支出が分かる書類（明細の記載があり、補助対象経費に係る数量、使用材料及び寸法が分かるものに限る。）

(3) 工事過程及び完成後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第 1 項の報告は、補助金に係る工事の完了の日（以下「補助工事完了日」という。）から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 1 日のいずれか早い日までに行なければならない。

（確定通知書）

第 1 3 条 規則第 1 5 条の規定による通知は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金確定通知書（様式第 1 5 号）により行うものとする。

（交付請求書）

第 1 4 条 規則第 1 8 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付請求書（様式第 1 6 号）とする。

2 前項の交付請求書は、前条の通知を受けた後、速やかに市長に提出しなければならない。

（取消通知書）

第 1 5 条 規則第 1 9 条第 4 項の規定による通知は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付決定取消通知書（様式 1 7 号）により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(現状変更の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)は、当該歴史的風致形成建造物について、補助工事完了日から起算して10年以内は、当該修理に係る部分を変更してはならないものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 補助金受領者は、当該歴史的風致形成建造物を譲渡し、交換し、賃借し、又は相続する場合にあっては、その相手方において前条に係る事項が遵守されるようにしなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助金受領者は、補助工事完了日から起算して5年以内は、当該補助金に係る工事の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(情報公開)

第19条 補助金受領者は、当該歴史的風致形成建造物の写真、名称、所在地、事業の概要等を市のホームページ、パンフレット等で公開することに同意するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第17条から19条までの規定は、同項に定める日後もなおその効力を有する。

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 歴史的風致形成建造物の位置図、平面図、立面図、断面図、屋根伏図及び現況写真並びに修理箇所に係る図面 (2) 修理に係る事業計画書 (3) 修理に係る工事見積書（補助対象経費に係る数量、使用材料及び寸法を明記した内訳書を含む。）の写し (4) 市税等納税証明書 (5) 誓約書（様式第 2 号。歴史的風致形成建造物の所有者以外の者にあっては、様式第 2 号及び様式第 3 号） (6) その他市長が必要と認める書類

誓 約 書
(申請者用)

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

私は、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金の交付申請をするに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 過去に、国又は地方公共団体（本市を含む。）から補助金と趣旨を同じくする補助等を受けていません。
- 2 この補助金の交付を受けて整備を行ったものについては、当該事業の完了から10年間は、補助対象事業を行った部分を変更若しくは除却又はこれらを前提とした譲渡をすることはありません。
- 3 この補助金の交付を受けて整備を行ったものについて、収支簿を備え、及びその支出内容を証する書類を整備するとともに、収支簿とともに補助対象事業が完了した年度から5年間保存します。
- 4 大津市補助金等交付規則及び大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付要綱の規定を遵守し、これらに違反した場合には、補助金を返還します。
- 5 この補助金の対象となった歴史的風致形成建造物について、適正な管理に努め、別に締結している歴史的風致形成建造物の一般公開に関する協定に基づき公開します。

誓約書
(所有者用)

年 月 日

(宛先)

大津市長

所有者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

私の所有する物件について、次の管理者が、大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付申請をするに当たり、次の事項について誓約します。

管理者 住所
氏名

- 1 過去に、国又は地方公共団体（本市を含む。）から補助金と趣旨を同じくする補助等を受けていません。
- 2 この補助金の交付を受けて整備を行ったものについては、当該事業の完了から10年間は、補助対象事業を行った部分を変更若しくは除却又はこれらを前提とした譲渡をすることはありません。
- 3 この補助金の交付を受けて整備を行ったものについて、収支簿を備え、及びその支出内容を証する書類を整備するとともに、収支簿とともに補助対象事業が完了した年度から5年間保存します。
- 4 大津市補助金等交付規則及び大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付要綱の規定を遵守し、これらに違反した場合には、補助金を返還します。
- 5 この補助金の対象となった歴史的風致形成建造物について、適正な管理に努め、別に締結している歴史的風致形成建造物の一般公開に関する協定に基づき公開します。

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市歴史的風致形成建造物修理補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業等の内容の変更(補助事業等の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。 (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。 (3) 補助事業等に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。 (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。 (5) 補助対象事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨市長に報告すること。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付で申請のあった大津市歴史的風致形成建造物修理補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市歴史的風致形成建造物修理補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市歴史的風致形成建造物修理補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した 条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	(1) 工事請負契約書の写し (2) 経費の支出が分かる書類（明細の記載があり、補助対象経費に係る数量、使用材料及び寸法が分かるものに限る。） (3) 工事過程及び完成後の写真 (4) その他市長が必要と認める書類

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市歴史的風致形成建造物修理補助事業について、次のとおり大津市歴史的風致形成建造物修理補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 ⑩

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市歴史的風致形成建造物修理補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市歴史的風致形成建造物修理補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交付決定（確定）金額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市歴史的風致形成建造物修理補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市歴史的風致形成建造物修理補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。